

アフリカ憲法の研究を志したい人へ——●中原精一

(朝日大学教授)

読んだ本から、アフリカの大自然と、エネルギーッシュなアフリカの人々の生活に魅せられて、専門である憲法学の枠の中で、アフリカの研究を思い立った。30年以上も前のことである。しかし、私はもともと比較法の研究者でもなく、地域研究者でもない。したがって、いってみれば、中途半端なところからアフリカ憲法の研究を始めたことになる。それでも、あっちをかじり、こっちを覗きみしながら、発表してきた小論文を整理して、「アフリカ憲法の研究」という本を、この春出版することができた。

ところで、私は来年古希を迎える。だれかアフリカ憲法の研究に興味を持つ若い研究者が現れないかと、期待しているのだが、目下のところいないようである。しかし、アフリカ憲法の研究は、これからがおもしろく、楽しみな研究ではないかと思う。

アフリカには、依然として不安定な政治・社会の状況の中で、目まぐるしく改廃される憲法群がある一方で、多党制民主主義の確立に意欲を燃やし、安定を求めている憲法群がある。今日ではアフリカの憲法に限らず、世界の憲法が民族対立、人権侵害、過剰な軍備などで疲労度を高くしている。そのような中で、アフリカの憲法群が共通に指向している憲法像は何か、に思いを巡らすことは楽しいことである。

面白いことに、アフリカ憲法研究の前提となる、国家、国民の研究はその緒についたばかりである。独立の日から浅いせいもある。アフリカの場合、これまで人文科学系の研究者がアフリカに住む人々を民族学、人類学的視点から研究してきた。これからは、これらの積み重ねられてきた、アフリカの人々の風俗、慣習のありようの研究成果を存分に吸収しながら、アフリカ憲法研究の前提となる国家像、国民像を研究する楽しみがある。

今年、南アフリカ共和国がアパルトヘイトの長いトンネルを抜け出して、新しい憲法を創出し、人種共存の社会を実現させた。この国がこれからのアフリカ、そして世界の国々にアピールするものは大きい。そして、その基礎には新しい憲法の実践がある。少なくとも、1999年の総選挙までの憲法実践は目が離せない。

数え上げればきりのない、これらの問題に取り組む若い研究者の輩出に期待したい。